

○一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構の会員に関する規程

〔平成 23 年 6 月 27 日〕
規 程 第 1 号

改正 平成 25 年 3 月 13 日規程第 6 号
平成 26 年 3 月 17 日規程第 1 号
平成 26 年 6 月 30 日規程第 2 号
平成 27 年 3 月 17 日規程第 1 号
平成 27 年 6 月 26 日規程第 2 号
平成 29 年 3 月 22 日規程第 2 号

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構定款（以下「定款」という。）第 57 条の 2 から第 57 条の 5 及び第 58 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構（以下「この法人」という。）の会員及び費用の負担に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 現職会員 定款第 57 条の 2 に定める者をいう。
- (2) 特定会員 定款第 57 条の 3 に定める者をいう。
- (3) 退職会員 定款第 57 条の 4 に定める者をいう。
- (4) 配偶者会員 定款第 57 条の 5 に定める者をいう。
- (5) 所属所 定款第 57 条の 2 第 1 項各号に規定する団体をいう。

第 3 条 削除

第 4 条 削除

第 5 条 削除

第 2 章 現職会員の資格

(現職会員の資格の得喪)

第 6 条 定款第 57 条の 2 第 1 項から第 3 項に規定する者は、岩手県市町村職員共済組合(以

下「共済組合」という。)の組合員又は役職員となった日若しくは常務理事が資格を付与した日から現職会員の資格を取得する。

2 前項に規定する現職会員は、次の各号の一に該当したときは、その翌日から現職会員の資格を喪失する。

(1) 所属所を退職したとき（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）第10条第1項の規定に基づき特定法人の業務に従事するため派遣元である所属所を退職した場合を除く）又は死亡したとき。

(2) 派遣法に基づき退職派遣された職員であって、同法第11条の規定により、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「共済法」という。）第140条第1項に定める継続長期組合員とみなされている者が、その資格を失ったとき（派遣法第10条第1項の規定に基づき派遣元の所属所に採用された場合を除く）。

(3) 定款第57条の2第3項の規定により資格を付与された者が、この法人の役員又は評議員を退任したとき。

（現職会員期間の計算）

第7条 現職会員である期間の計算は、現職会員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの期間の年月数による。

第3章 特定会員の資格の特例

第8条 削除

（資格の特例）

第9条 第24条第1項に規定する掛金を完納した特定会員で、完納した日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日（以下「特例資格取得日」という。）以後も引き続き現職会員である者は、特例資格取得日の前日から起算して20日を経過する日までに、退職会員となる旨をこの法人に申し出ることにより、その特例資格取得日から退職会員の資格を取得することができるものとする。

（配偶者会員の資格取得）

第10条 削除

第4章 特定会員、退職会員又は配偶者会員の資格喪失

（資格の喪失）

第11条 特定会員、退職会員又は配偶者会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その翌日から資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 特定会員が退職会員とならないことを申し出たとき。
- (3) 配偶者会員が婚姻したとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む）。

第5章 現職会員の経費の負担

（事業に要する費用）

第12条 定款第4条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 現職会員の掛金
- (2) 現職会員が所属する所属所並びに定款第57条の2第3項の規定により資格を付与された者が勤務する団体（以下「所属所等」という。）からの補助金
- (3) その他の収入

（掛 金）

第13条 前条第1号に規定する掛金は、標準報酬月額に1,000分の4.6を乗じて得た額とする。

- 2 前項に規定する標準報酬月額の算定方法並びに最高限度額及び最低限度額については、共済法の短期給付の掛金及び負担金の算定の例による。

（補助金等）

第14条 所属所等は、前条に規定する掛金算定の基準となった現職会員の標準報酬総額に、次の各号の区分ごとに掲げる率を合算して得られる率を乗じて得た金額を補助金として交付する。

- (1) 健康管理事業負担金 1,000分の1.7
- (2) 前号以外の事業及び管理費に要する補助金 1,000分の3.0

（掛金及び補助金の特例）

第15条 定款第57条の2第1項第4号から第8号までに規定する団体並びに同条第3項の規定により資格を付与された者が勤務する団体の補助金については、前条の規定にかかわらず、前条第2号に掲げる率を合算して得られる率を第13条に規定する掛金算定の基準となった現職会員の標準報酬総額に乗じて得た金額とする。

- 2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用された職員及び定款第57条の4又は第9条に規定する退職会員の資格を有する役職員（以下「再任用職員及び特例退職会員」という。）にかかる掛金については、第31条の規定にかかわらずこれを納入不要とし、補助金については、前条の規定にかかわらず、前条第1号

に掲げる率を再任用職員及び特例退職会員の標準報酬月額に乗じて得た金額とする。

- 3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条又は第 4 条の規定により採用された職員で、当該採用日前において、定款第 57 条の 3 第 1 項に規定する申し出を行う権利を有していたことがある者（以下「特定任期付職員」という。）にかかる満 60 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日の翌日（以下「満 60 歳到達基準日」という。）の属する月以降の掛金については、第 31 条の規定にかかわらずこれを納入不要とし、補助金については、前条の規定にかかわらず、前条第 1 号に掲げる率を標準報酬月額に乗じて得た金額とする。

（掛金及び補助金の算定）

第 16 条 掛金及び補助金は、各月の標準報酬月額を基準として算定する。ただし、月の中途において現職会員の資格を取得した者にあつては、現職会員の資格を取得した日現在の給料を基準として算定する。

- 2 欠勤、休職その他の理由により、現職会員の給料の全部又は一部が支給されない場合においても、前項に規定する掛金の基礎となる給料は、これを減額しないで算定する。

（育児休業期間中の掛金及び補助金の特例）

第 17 条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）、又は、同法の措置に準じた所属所の規則に基づき育児休業をしている現職会員が申し出をしたときは、第 13 条から第 16 条までの規定にかかわらず、その申し出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金及び補助金は、徴収しない。

（産前産後休業期間中の掛金及び補助金の特例）

第 17 条の 2 共済法又は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）に規定する産前産後休業をしている現職会員が申し出をしたときは、第 13 条から第 16 条の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金及び補助金は、徴収しない。

（端数計算）

第 18 条 掛金及び補助金にかかる端数計算については、共済法の短期給付の取扱いの例による。

（掛金の給料からの控除）

第 19 条 所属所等は、現職会員である職員の給料を支給する際、その者の給料から掛金に相当する金額を控除するものとする。

- 2 現職会員は、所属所等からの給料の全部又は一部を受けないことにより、前項の規定

による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払い込みが行われなときは、その控除が行われるべき毎月の末日までにその払い込まれるべき掛金に相当する金額を所属所等を経てこの法人に払い込まなければならない。

(掛金及び補助金の取扱)

第 20 条 月の中途において現職会員の資格を取得し又は喪失した場合における掛金及び補助金の取扱いは、共済法の短期給付に係る掛金及び負担金の取扱いの例による。

(掛金及び補助金の払込)

第 21 条 所属所等は、第 13 条から第 15 条までに規定する掛金及び補助金（以下、この条において「掛金及び補助金」という。）を毎月の末日までに払い込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、定款第 57 条の 2 第 1 項第 4 号から第 8 号までに規定する団体にあっては、毎月の掛金及び補助金並びに第 24 条第 1 項に規定する特定会員に係る掛金は、翌月末日までに払い込まなければならない。

(派遣職員の取扱)

第 22 条 派遣法に基づき派遣された現職会員については、本章の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 定款第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事業に要する費用は、当該会員の掛金と派遣元である所属所或いは派遣先団体からの補助金をもって充てる。
- (2) 掛金及び補助金の算定方法は、標準報酬月額に第 13 条及び第 14 条に規定する割合を乗じて得た額とする。なお、この場合の標準報酬月額は共済組合運営規則第 16 条の 3 で規定する仮定給料を用いることとし、標準報酬月額の最高限度額及び最低限度額は、第 13 条第 2 項の例による。
- (3) 掛金及び補助金の算定は、第 16 条の例による。
- (4) 派遣期間中に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)に基づき、育児休業を取得した現職会員の掛金及び補助金は、第 17 条の取扱いの例による。
- (4)の 2 派遣期間中に、健保法に規定する産前産後休業を取得した現職会員の掛金及び補助金は、第 17 条の 2 の取扱いの例による。
- (5) 掛金及び補助金に係る端数計算は、第 18 条の例による。
- (6) 当該現職会員に係る掛金の給料からの控除については、派遣元である所属所或いは派遣先団体が、その者の給料から掛金に相当する金額を控除するものとする。
- (7) 当該現職会員に係る掛金及び補助金の払い込みは、派遣元である所属所或いは派遣先団体が毎月の末日までにこの法人に払い込まなければならない。
- (8) 当該会員のうち、掛金及び補助金の全部又は一部を負担できない者は、その負担が

できない間、第 29 条第 1 項に規定する権利を行使することができないものとする。なお、権利を行使できない期間は、掛金及び補助金の負担が不能となった月から、負担が可能となった月の前月までとする。

第 6 章 特定会員及び配偶者会員の経費の負担

(事業に要する費用)

第 23 条 定款第 4 条第 1 項第 4 号の事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 特定会員の掛金
- (2) 配偶者会員の掛金
- (3) その他の収入

(掛 金)

第 24 条 特定会員は、その資格を取得した日の属する月から 120 月に達するまでの間（以下「掛金期間」という。）、各月の標準報酬月額に 1,000 分の 13.0 を乗じて得た金額を毎月納入しなければならない。

- 2 定款第 57 条の 4 の規定により申し出た者で、掛金期間を満たしていない者は、現職会員資格喪失日の前日の属する月の掛金の標準となった標準報酬月額（次項において「現職会員資格喪失時の標準報酬月額」という。）の 1,000 分の 13.0 に相当する額に掛金期間から既に掛金を納入した月数を減じた月数を乗じて得た金額を現職会員資格喪失日の前日から起算して 20 日を経過する日までに一時に納入しなければならない。
- 3 定款第 57 条の 5 の規定により配偶者会員の資格取得を申し出た者は、現職会員資格喪失時の標準報酬月額若しくは特例資格取得日の前日の属する月の掛金の標準となった標準報酬月額の 1,000 分の 8.7 に相当する額に 120 を乗じて得た金額を現職会員資格喪失日の前日又は特例資格取得日の前日から起算して 20 日を経過する日までに、一時に納入しなければならない。

(掛金の算定)

第 25 条 前条に規定する掛金を算定する場合における標準報酬月額、最高限度額及び最低限度額、休職者等の掛金並びに端数計算の取扱いは、第 13 条第 2 項、第 16 条第 1 項本文及び同条第 2 項並びに第 18 条の規定を準用する。この場合において、第 13 条第 2 項中「掛金及び負担金」とあるのは「掛金」と、第 16 条第 1 項及び第 18 条中「掛金及び補助金」とあるのは「掛金」と、第 16 条第 2 項中「現職会員」とあるのは「特定会員」と読み替えるものとする。

(掛金の給与からの控除等)

第 26 条 特定会員の給与から控除する掛金の取扱いについては、第 19 条の規定を準用す

る。この場合において、「現職会員」とあるのは「特定会員」と読み替えるものとする。

2 第 24 条第 2 項及び第 3 項の掛金は、所属所を経てこの法人に払い込まなければならない。

(派遣職員の取扱い)

第 27 条 派遣法に基づき派遣されている特定会員の掛金の取扱いについては、第 22 条第 2 号後段及び第 3 号並びに第 5 号から第 7 号までの規定を準用する。この場合において、第 22 条第 2 号中「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 25 条」と、同条第 3 号、第 5 号及び第 7 号中「掛金及び補助金」とあるのは「掛金」と、同条第 3 号中「第 16 条」とあるのは「第 25 条」と、同条第 5 号中「第 18 条」とあるのは「第 25 条」と、同条第 6 号及び第 7 号中「現職会員」とあるのは「特定会員」と読み替えるものとする。

(掛金の返還)

第 28 条 特定会員が第 11 条の規定により資格を喪失したとき若しくは退職会員又は配偶者会員となった者が 55 歳未満で死亡したときは、その者が納入した掛金の相当する額を掛金積立金返還金として返還する。

第 7 章 会員の権利及び義務

(現職会員の権利)

第 29 条 現職会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) この法人の給付規程に定める給付を受け、その他別に定める事業に参加する権利
 - (2) この法人の役員に選出される権利
 - (3) この法人の評議員を選出する権利
 - (4) この法人の評議員に選出される権利
- 2 再任用職員及び特例退職会員にかかる前項第 1 号に規定する権利については、第 14 条第 1 号に規定する健康管理事業負担金を財源として実施する事業に参加する権利のみを有するものとする。
- 3 特定任期付職員にかかる第 1 項第 1 号に規定する権利については、満 60 歳到達基準日以降、第 14 条第 1 号に規定する健康管理事業負担金を財源として実施する事業に参加する権利のみを有するものとする。

(退職会員等の権利)

第 30 条 退職会員及び配偶者会員は、次の各号に掲げる権利を有する。ただし、第 2 号の規定の適用については退職会員である場合に限る。

- (1) この法人の退職者福祉規程に定める給付等を受け、その他別に定める事業に参加する権利

(2) この法人の評議員に選出される権利

(会員の義務)

第 31 条 会員は、定款の規定及び定款に基づいて行う法人の機関の決定に服する義務及び掛金を納入する義務を負う。

(権利の譲渡禁止)

第 32 条 会員の権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(規程の改廃)

第 33 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構の設立の登記の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際に現に会員である者は、この規程による会員となるものとする。

附 則 (平成 25 年 3 月 13 日規程第 6 号)

この規程は、平成 25 年 3 月 13 日から施行し、平成 24 年 5 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 26 年 3 月 17 日規程第 1 号)

(施行日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という) から施行する。

(経過措置)

2 前条の施行日の前日までの間に産前産後休業を開始した会員については、施行日をその産前産後休業を開始した日とみなし、この規程による改正後の第 17 条の 2 の規定を適用する。

附 則 (平成 26 年 6 月 30 日規程第 2 号)

この規程は、平成 26 年 6 月 30 日から施行し、平成 24 年 5 月 1 日から適用する。ただし、この規程による改正後の第 15 条第 2 項の規定については、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 27 年 3 月 17 日規程第 1 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。ただし、この規程による改正後の規程第 15 条第 3 項及び第 29 条第 3 項の規定は平成 27 年 4 月 1 日から適用し、同年 9 月 30 日までの間、規程第 15 条第 3 項中「標準報酬月額」とあるのは「給料月額」と読み替えるものとする。

附 則（平成 27 年 6 月 26 日規程第 2 号）

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日規程第 2 号）

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規程第 24 条第 2 項の規定は、施行日後の現職会員資格喪失日について適用し、施行日以前の現職会員資格喪失日については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正後の規程第 24 条第 3 項の規定は、施行日後の現職会員資格喪失日又は特例資格取得日について適用し、施行日以前の現職会員資格喪失日又は特例資格取得日については、なお従前の例による。